令和4年第4回蟹江町議会定例会会議録

招	集	年	月	日	令和4年12月20日(火)									
招	集	集の場所			蟹江町役場 議事堂									
開	会	(開	議)	12月20日 午前9時00分宣告(第3日)									
					1番	旦	岸	美多	劉利	2番	111	浦	知	将
					3番	石	原	裕	介	4番	水	野	智	見
					5番	板	倉	浩	幸	6番	黒	Ш	勝	好
応	応 招		議		7番	伊	藤	俊	_	8番	飯	田	雅	広
				-	9番	中	村	英	子	10番	佐	藤		茂
					11番	扣	田	正	昭	12番	奥	田	信	宏
					13番	安	藤	洋	-	14番	髙	阪	康	彦
不	応	招	議	員										
					,									

	常特別	勤職	町	長	横江	淳一	副町長	加藤	正人
	政 推 進	策室	室	長	黒川	静一			
	総務	部	部	長	浅野	幸司	総務課長	藤下	真人
地方自治法第			部	長	寺西	孝	次 長 兼 保険医療 課	不破	生美
121条の規定 により説明の	民 生	部	次子課	兼も長	舘林	久美	環境課長	石原	己樹
ため出席した			介護課	支援 長	後藤	雅幸	健康推進課 長	小澤	有加
者の職氏名	産建設	業部	部	長	肥尾類		土木農政課 長	東方	俊樹
	上下水	道部	次 長水道	き兼課長	伊藤	和光			
	消防	本部	消飞	5 長	黒川	康治			
	教育会事	委員務局	教育	手 長	服部	英生	次 長 兼 教育課長	鈴木	敬
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	議事務	会局	局	長	小島	昌己	書記	萩野	み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)								

日程第1 議案第65号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号) 「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書 日程第2 請願第1号 日程第3 請願第2号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的 支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書 日程第4 議案第53号 蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 議案第54号 蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について 日程第5 日程第6 議案第55号 蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部改正について 議案第56号 蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正 日程第7 等について 日程第8 議案第57号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部改正について 日程第9 議案第58号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について 日程第10 議案第59号 蟹江町手数料条例の一部改正について 日程第11 議案第60号 蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について 日程第12 議案第62号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第9号) 日程第13 議案第63号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 日程第14 議案第64号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号) 日程第15 発議第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について 日程第16 発議第5号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の 提出について

日程第17 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第18 議案第65号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和4年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。皆様のご協力のほど、 よろしくお願いいたします。

それでは、議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、本日追加されます第65号議案のほか、発議第4号、発議第5号の意見書提出議案、総務民生常任委員会審査報告書、議会運営委員会報告書が配付してございます。

皆様にお願いがございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、開会日より新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきましたこと、感謝申し上げます。本日も、議員、理事者の皆さんが発言される際には、マスクを正しく着用した上で、お手元のマイクを適切に使用していただきご発言をお願いいたします。

なお、登壇する議員の交代時や職員の入れ替え時には、暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 ここで本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、吉田正昭君、お願いします。

○議会運営委員長 吉田正昭君

議会運営委員の皆さんは協議会室にお集まりいただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は協議会室へよろしくお願いいたします。

本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時02分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時16分)

○議長 佐藤 茂君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会と、去る12月14日に開催されました議会

運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

まず最初に、ただいま開かれました令和4年第4回12月定例会における第3回議会運営委員会の報告をさせていただきます。

協議事項の内容としましては、令和5年第1回3月定例会の会期についてです。

例年、3月定例会においては、町長の施政方針を基に代表質問が行われます。

施政方針の内容を早い段階で把握したいために、去る12月14日に開催した第2回議会運営 委員会において、令和5年第1回3月定例会の第1回議会運営委員会の日程を令和5年2月 20日月曜日としました。

しかしながら、理事者側から時間的猶予の申し入れがあり、令和5年第1回3月定例会の第1回議会運営委員会の日程について、先ほど開かれました第3回議会運営委員会において再協議することとなりました。

その結果、理事者側が町長の施政方針の内容を令和5年2月20日月曜日までに示すと確約 することを前提に、令和5年第1回3月定例会の第1回議会運営委員会の日程を令和5年2 月24日金曜日に変更することにしました。

これが先ほど開かれました議会運営委員会の報告です。

次に、令和4年12月15日木曜日、午後4時50分、開催しました令和4年第4回12月定例会における第2回議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1、意見書の審議結果について。

採択することになった意見書。ア、国の私学助成の拡充に関する意見書。イ、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書。

2、継続審議することになった意見書。ア、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児) 者への支援拡充を求める自治体意見書。イ、地域の医療・介護の充実を求める意見書。ウ、 「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。

不採択することになった意見書。ア、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。イ、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書。ウ、国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書。エ、年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書。オ、介護保険制度の改善を求める意見書。カ、介護従事者の労働環境の改善を求める意見書。キ、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書。ク、障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」の整備を求める意見書。

ケ、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を 求める意見書(国宛)。コ、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書。サ、国民健康保険 への愛知県独自の支援を求める意見書。シ、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介 護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書(愛知県宛)。ス、日本政府に核兵器 禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

次に、2、令和5年第1回3月定例会の日程です。

別紙資料1のとおりとなっておりますが、先ほど報告しましたように、議会運営委員会は 2月24日金曜日とさせていただきます。

次に、3、追加議案についてです。

追加議案として、令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)を上程したい旨、理事者から申し出がありました。

最終日の冒頭で、議案上程の後に暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、補正予算の 内容に関する説明を受けます。その後、本会議を再開して精読とし、追加日程により審議、 採決することになります。

4、全員協議会の開催について。

12月2日に開催した全員協議会において説明された高校生等応援臨時特別給付金について、全協資料の差し替えとともに補足説明がしたい旨、理事者から申し出がありました。

ついては、12月20日火曜日本会議閉会後に全員協議会を開催し、説明を受けることになります。

5、その他。

- 1、3月議会議案説明会の開催について。日時は令和5年2月15日水曜日、午前9時より。 場所は3階協議会室になります。
 - 2、議員と理事者との懇親会について。

12月20日火曜日、午後6時から丸河において懇親会を行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、中止することにしました。

3、理事者側からの議員出席依頼の文書の取り扱いについてです。

該当議員宛でに議会事務局からタブレット配信するため、出席依頼する理事者にはPDF データを議会事務局に提出してもらうよう、副町長及び総務部長に申し入れをすることにな りました。

ただし、議長宛ての文書は、文書受付処理の都合上、従前どおり紙媒体での受領の取り扱いになります。

4のその他です。

12月28日水曜、午後8時から蟹江町消防署にて行われる「消防団の年末夜警の激励」については、議長と防災建設常任委員長が出席する。他の議員はコロナ禍のため出席を控えるこ

とを確認しました。

以上、報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、どうもありがとうございました。 ここで、消毒作業のため暫時休憩といたします。

(「議長」の声あり)

○6番 黒川勝好君

今、報告ございましたけれども、12月15日の木曜日にやられたわけですか。委員長にお伺いいたします。

○議会運営委員長 吉田正昭君

12月14日……、あれ……、木曜日だったっけ……。

(「しっかりしてくださいよ」の声あり)

○議長 佐藤 茂君

ちょっと待って。

○議会事務局長 小島昌己君

申し訳ございません。議運の委員長にご提出させていただく資料が一部間違っておりました。申し訳ございません。

12月14日の水曜日の議会運営委員会の日程でございました。失礼いたしました。

○議長 佐藤 茂君

ということでございますので、訂正ということでよろしくお願いいたします。 それでは、消毒作業のため暫時休憩とさせていただきます。

(午前9時28分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時30分)

○議長 佐藤 茂君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 議案第65号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第65号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,097万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億431万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月20日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の10号の補正案につきましては、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談 支援と経済的支援事業を国・県及び町の財源をもちまして実施するための費用を計上させて いただくものでございます。速やかな事業着手が必要となるため、本日最終日に上程させて いただき、ご審議、採決をお願いするものでございます。

なお、関連事業につきましては、この後、全員協議会でご説明のほうをさせていただきま すので、よろしくお願いいたします。

では、歳入予算の内容でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額といたしまして3,564万6,000円でございます。

1節の衛生費補助金、内訳といたしまして、出産・子育て応援事業補助金でございます。 それから、16款の県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、補正額といたしまして 766万1,000円でございます。

1 節衛生費補助金、内訳といたしまして、出産・子育て応援事業補助金でございます。 それから、20款の繰越金、1項1目繰越金、補正額といたしまして766万3,000円でございます。前年度の繰越金でございます。いずれも事業の財源となるものでございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子衛生費、補正額が5,097万円でございます。

出産・子育て応援事業といたしまして、時間外勤務手当から補助金の出産・子育て応援交付金まで、総額5,097万円を計上させていただくものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 〇議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会

を開催いたします。今回の全員協議会は協議会室にて行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時36分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時50分)

○議長 佐藤 茂君

議案第65号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回、子育て支援、出生、子育て支援ということなんですけれども、全体的で幾らだったっけ……、どのぐらいの出生と子育てで見込んでいるのか。

今回、先ほど全員協議会でも報告があったように、出生届と出産届でそれぞれ5万円というふうになっているんですけれども、どのぐらいを見込んでいるかお願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

妊娠届出数、出生数ともに300をボーダーラインとして、少し前後するような形で今、2、3年推移しておりますので、予定としては300件というところで想定をしております。 以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

300ぐらいを見込んでいるということですけれども、先ほどちょっと全員協議会でお尋ねすればよかったんですけれども、やはり、何とか出産できたんだけれども、最悪のケースで死産になった場合もあるんですけれども、この辺というのは住民課も関係してくると思うんですけれども、この死産の場合でも多分出生届、出生じゃないね、出産届で……、出産じゃない、どっちになるんだ……、その関係で5万円のほうは多分出ると思うんですけれども、ちょっとその亡くなった場合の関係をお願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

おっしゃるとおりで、妊娠届出時に交付をさせていただきますので、まず5万円は支給を されます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第2 請願第1号「「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書」

日程第3 請願第2号「「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的 支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」

日程第4 議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」

日程第5 議案第54号「蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」

日程第6 議案第55号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第56号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正 等について」

日程第8 議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」

日程第9 議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第10 議案第59号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第11 議案第60号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」を一括議題といたします。

本10案件は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託されました10案件につきまして、去る12月8日に委員会を開催 し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げま す。

まず、付託案件の審査順序について、最初に請願第2号、次に請願第1号の審査を行い、 その後、総務部に関する議案第53号から第58号までの6案件について、続いて、民生部に関 する議案第59号及び第60号の2案件についての審査を行うこととしました。 最初に、請願第2号「「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」を議題といたしました。

審査に先立ち、参考人として出席要請した請願者からの自己紹介に続き、この請願の紹介 議員である板倉浩幸議員から請願提出の経緯について説明を受けました。

年間30日以上欠席で不登校扱いになるが、12月現在において、蟹江町の不登校児童生徒は、全児童生徒数2,759名のうち、小学校30名、中学校44名の合計74名である。そのうち、適応指導教室「あいりす」に通っているのは10名前後である。1日のうち一定時間を学校で過ごすだけで、出席日数にカウントされることもあり、本当の意味の不登校者数は把握できないのが現状である。多種多様なフリースクールがあるが、全く補助がなく、利用者は年間40万円程度の自己負担をしている。公的支援を投入し、適応指導教室も含めて学べる場所の提供ができたらよいと考える。フリースクールは、学校への復帰も含めた居場所づくりで、人間同士の関わり合いを重点に置いて、教育も行う居場所である。紹介議員として、ぜひご賛同いただき、国に意見書を提出していただきたいという内容の説明を受けました。

その後、質疑に入ったところ、フリースクールと適応指導教室は何が違うのかという内容 の質疑がありました。

これに対し、参考人から、フリースクールは多種多様であるが、子どもを認め、立ち直る ための居場所である。それに対し、適応指導教室は学校の雰囲気に近いのが違いであるとい う内容の答弁がありました。

次に、学校に行きたくないから好きなようにやることを認めてしまうと、義務教育が潰れてしまう。教育を受けるのは権利である。一方で、義務教育は教育を受ける義務でもあるという内容の質疑がありました。

これに対し、参考人から、義務教育の意味を履き違えていると考える。義務教育は、教育を受けたい気持ちのある子どもに教育を受けさせる保護者の義務であり、子どもが学校へ通わなければいけないという義務ではない。その点を誤解していると考える。今は、学校に行かなくてもいいという選択が認められたため、子どもの気持ちを保護者も支持することができる。しかし、根本的な問題が解決されず、不登校という選択を取っているという内容の答弁がありました。

次に、学校に行かなくてもいいという社会でうまくいくのかという内容の質疑がありました。

これに対し、参考人から、学校というくくりにとらわれるとそう考えられるかもしれないが、学校がなくても人との関わり合いを学ばせるためにフリースクールを選択したという内容の答弁がありました。

次に、フリースクールに通う子は義務教育の修了要件を満たさないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、参考人から、義務教育期間は学校に全く行かなくても卒業証書はもらえる。 自宅に引きこもっている場合は出席にカウントされないが、フリースクールに通えばほぼ出 席日数にカウントされるという内容の答弁がありました。

次に、フリースクールではどのようなことをするのかという内容の質疑がありました。 これに対し、参考人から、フリースクールを立ち上げた方の思いもあるため、行ってみないと分からないという内容の答弁がありました。

次に、フリースクールに通わせるために費用はどのくらいかかるのかという内容の質疑が ありました。

これに対し、参考人から、月謝や食費、交通費などを合わせると、月に7、8万円ほどかかっているという内容の答弁がありました。

次に、フリースクールの運営費はかなりかかると思うが、財政面を考えると、経営は成り 立っているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、参考人から、資格や人格など、スタッフの資質を求めると雇うための費用がかかるため、利用者負担は大きくなるという内容の答弁がありました。

次に、財政的にフリースクールに通うことができない場合、問題はどう解決すべきと考えるかという内容の質疑がありました。

これに対し、参考人から、ホームスクーリングで、お金をかけて勉強しているという証明ができれば、それについての支援をしないと不公平感が生じる。外に出られない子どもへの経済的支援は必要であると考えるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、 不登校ありきが前提であることが問題である。まずは先生やスクールカウンセラーを増やす など、不登校者をなくすことが大切である。その上で、不登校の子どもを抱える家庭への支 援は必要だと思う。経済的支援については時期尚早であると考え、反対するという内容の討 論がありました。

これに対し、賛成討論として、不登校になった原因を問うよりも、先に進むことを考えるべきであり、賛成するという内容の討論がありました。

また、賛成討論として、時代の流れで、あらゆる環境に対応できない子どもが増えている中で、子どもの居場所づくりは必要である。出席扱いをどう定義するかというようなソフト面の支援や、フリースクールに通う世帯への経済的支援も必要である。国が改善政策を図ることも求めて賛成するという内容の討論がありました。

討論を終結し、賛否を求めたところ、請願第2号は賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、継続審査となっていた請願第1号「「海翔高校を存続させるための意見書」提出を 求める請願書」を議題としました。 審査に入ったところ、質疑ではなく、現状を確認し、それぞれの考えを言ってはどうかという内容の意見がありました。

次に、請願は9月議会で上程され、継続審査となった。9月議会で結論を出すべきであった。また、海翔高校が今後どうなっていくかという中で、一刻も早く意思表明をしたほうがいいと考えるという内容の意見がありました。

次に、請願が出た以上、現場を見て検討したいという思いもあるが、採決した方がいいのではないかという内容の意見がありました。

次に、9月議会以降、変わったことはあるかという内容の質疑がありました。

これに対し、請願者は、9月議会以降も県と交渉を続け、署名を集め、集まった分を提出 しているようである。飛島村議会は意見書を愛知県及び愛知県教育委員会宛てに提出したよ うである。弥富市議会は請願を否決したという内容の答弁がありました。

その後、討論を省略し、賛否を求めたところ、賛成少数で請願第1号は不採択とすること と決しました。

次に、議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題 としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、条例制定について簡潔に説明をしてほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、個人情報の保護に関する法律や条例は、3種類の関係法と蟹江町条例がある。国で一つの統一見解でまとめるということで法律改正があり、それに伴い、蟹江町個人情報保護条例を廃止とし、法律の施行条例として新たに制定するものであるという内容の答弁がありました。

次に、開示決定等の期限や延長の特例など、法と法律施行条例との違いを設けた点の説明 をしてほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、法律施行条例の中で、地方自治体に委ねられている部分がある。開示決定等の期限や第三者への情報提供にかかる期間の延長については、請求者に対し速やかにサービスを提供するため、それぞれ15日、30日とした。開示請求をすることへの手数料を無料とすること、写しの交付に対する手数料をA3サイズ片面で10円とすることについて、現行と変わりないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第53号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第54号「蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題と しました。

審査に入ったところ、高齢者部分休業とは何かという内容の質疑がありました。

これに対し、高齢職員の多様な働き方の確保が背景にある。育児をしている職員は育児の

部分休業があるが、高齢職員にはない。定年延長に伴い、60歳以降の多様な働き方の設定が必要であり、高齢者部分休業を5分単位で取得できる制度設計をしたという内容の答弁がありました。

次に、これまでにこのような制度はあったかという内容の質疑がありました。

これに対し、今までにこのような制度はなく、要望がある場合は1時間単位の年次有給休暇を取得していた。国の方針を踏まえて5分単位で取得できることとしたという内容の答弁がありました。

次に、5分単位の取得が可能になるが、そこまで細かくする必要があるのかという内容の 質疑がありました。

これに対し、育児の部分休業は30分単位の取得であるため、高齢者の部分休業についても 30分単位とするかの議論はあったが、より取得しやすい環境整備を促す国からの指針があり、 5分単位の設定としたという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第54号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第55号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、条例改正する背景には何があるのかという内容の質疑がありました。 これに対し、公職選挙法の改正に伴い、条例の改正が必要であるという内容の答弁があり ました。

次に、公費負担を国が引き上げた理由についてどう考えるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和2年の条例制定の段階で、町村議会議員の成り手不足が全国的な問題としてあり、議員に立候補するにあたっての経費負担の軽減が議論された。町村長と町村議会議員の立候補については公費負担の制度がなかったため、立候補しやすい環境を広げることがきっかけであり、国が施行令で改正したものに対して、当町も賛同し改正するものであるという内容の答弁がありました。

次に、公費負担が成り手不足の解消につながるか疑問であるが、どう考えるかという内容 の質疑がありました。

これに対し、全国に926町村あるが、その大半で定数割れの危険性があり、地方自治がこれでいいのかと問われている。市については措置が取られているが、小さな町ほど首長選挙より議員選挙のほうが定数割れが多いという実情があることが背景になったのではないかと考えるという内容の答弁がありました。

次に、市は町村と同じ状況なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、供託金についても、市議会議員選挙が30万円、市長選挙が100万円であるの

に対し、町村議会議員選挙が15万円、町村長選挙が50万円というように異なるため、選挙運動用のビラやポスターについても差異はあるものと認識しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第55号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第56号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について」を議題としました。

審査に入ったところ、60歳から65歳までの定年延長について、10年かけて行う理由は何か という内容の質疑がありました。

これに対し、短期間で制度が完成すると、制度上の不都合が出る可能性が想定される。また、関連する条例改正が多岐にわたるため、国の指針に基づき慎重に運用するとしたためである。退職者についても、10年かけて行うことで、退職者がゼロの年が5年続くことを防ぐことができるという内容の答弁がありました。

次に、改正により、定年前再任用短時間勤務職員といった言葉も出てくるが、今まででい う再任用職員はいつから雇用できるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、定年から年金支給開始までの期間について再任用できるという今までの基本的な運用は変わらない。希望すれば、60歳から再任用を選択することができる。引き上げられた定年を境として、60歳以降定年前の期間を定年前再任用制度、定年以降65歳までを暫定再任用制度と、呼び名が異なるという内容の答弁がありました。

次に、60歳から65歳まで再任用を選択しなかった場合、それまで管理職であった職員について問題はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今の制度設計では、役職定年となった職員に監督者職の、いわゆる課長補佐級等の職を与えることになる。給料や与える職の職務について、再任用を選択した職員との区別をしっかりと、これから制度運用に向けて人事当局として具体的に固めていくという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第56号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題 としました。

審査に入ったところ、職員の給与は人事院勧告に基づき決定するが、議員報酬や特別職の 給与を人事院勧告に準じて改正することについて疑問に思うが、どう考えるのかという内容 の質疑がありました。

これに対し、人事院勧告は時代の流れや経済状況を踏まえている。当町の議員報酬や特別

職の給与についても、成り立ちが時代の背景、当町の財政規模などを鑑みて制定されている ため、現在の財政状況に基づき、上げるところは上げるべきと判断しているという内容の答 弁がありました。

次に、今回の改正により、期末手当にどのくらい影響があるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、影響額は総額で43万円である。役職により個人差があるが、議員は1人当たり2万円弱、特別職は5万円前後であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、反対討論として、議員や特別職の期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて引き上げることに疑問がある。一般の労働者の賃金がそれほど上がったという実感もなく、コロナ禍や物価高に苦しむ町民の理解が得られるか疑問である。議員の期末手当については引き上げの見送りや自粛をすべきと考え、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成議論として、議員及び特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を引き上げるための必要な条例改正であり、適切なものと考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第57号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正には会計年度任用職員が含まれていない。最低賃金も上がっている中で、年度途中で上げることは考えられないのかという内容の質疑がありました。これに対し、会計年度任用職員については、任用期間は1年間であり、ボーナスなどの手当を含めて任用条件を示した上で任用しているため、今回改正はしない。年度ごとに雇用し、給与の基準を定めるのが原則である。人事院勧告により一般職の給与が下がる場合、会計年度任用職員は下げていないという内容の答弁がありました。

次に、最低賃金が上がったが、会計年度任用職員の人件費は確保できているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、人件費については、当初予算の段階で担当課が人員配置を決めている。業務の増加により、年度途中で一時的に追加で会計年度任用職員を雇用することがあり、当初予算の範囲内で対応できない際には補正予算で対応する場合もあるが、原則として、最低賃金の上昇分も当初予算の人件費で確保できているという内容の答弁がありました。

次に、行政職給料表に1級から7級までの階級があるが、どのような分け方になっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、役職に応じて級が変わる。新人など主事といわれる職員が1級で、順次階級が上がり、7級が部長職であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第58号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第59号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、条例改正により加えられる手数料の項目について説明をしてほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、今までは、狂犬病予防法に基づき、登録や注射を打った際に手数料を頂いていた。今回、動物愛護法の改正に伴い、マイクロチップを装着した犬については、それを鑑札とみなすとされた。手数料の二重徴収を防ぐため条例を改正するが、マイクロチップ装着後、病気などの理由によりマイクロチップを外した場合、鑑札を交付しなければならないので、その申請の際に手数料を徴収するという規定を設けたものであるという内容の答弁がありました。

次に、マイクロチップはどのように活用されるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、マイクロチップのデータは環境省のデータベースに登録され、日本獣医師会が運用する。マイクロチップを装着した犬が迷い犬となり、保護した場合には、読み取り装置でマイクロチップを読み取り、環境省のデータベースから所有者情報を取得し、対応するという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町でも読み取り装置は導入するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、来年度予算に計上し、導入する予定であるという内容の答弁がありました。 他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第59号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第60号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」を議題としました。 審査に入ったところ、多世代交流施設泉人(せんと)について、貸館時間延長など、住民 の要求に応じた対応をすることができないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、貸館時間の延長については、施設管理を社会福祉協議会が行っているため、 難しいと感じているという内容の答弁がありました。

次に、中央公民館などは午後9時まで貸館を行っているが、どのような職員が対応しているのか。また、泉人(せんと)についても、中央公民館などと同じように対応できないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、中央公民館などはシルバー人材センターの方が担当している。同じような利用形態を取ることができないか社会福祉協議会と検討したいという内容の答弁がありました。 他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第60号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で委員長報告を終わります。 それでは、消毒作業のため暫時休憩といたします。 35分から開催ということでよろしくお願いいたします。

(午前10時22分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 佐藤 茂君

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 請願第1号「「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書」の 委員長報告に対する質疑に入ります。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

先ほど委員長のほうから説明がございましたけれども、12月になればもうこの海翔高校というはもう廃校という、皆さんご承知のとおり、教育委員会も決めてしまったわけですね。 そんなことも、もう十分皆さんも分かっとったはずなんですが、なぜ9月の時点で継続審議にされたのか、その辺のお話は委員会でございましたでしょうか。

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

そのあたりのお話は、特には委員会では出ておりませんでした。

○6番 黒川勝好君

当然、これは分かっとった事実なんですよ。もう10月ぐらいには、県のほうもきちっと方針を出さなきゃいかんということで分かっとったにもかかわらずですよ、蟹江町議会の委員会の中ではあえて継続審議を選んだという、その理由が僕、今でも分かりません。こういうやり方をしとっては、我々の議員の意味といいますか、全く議員の価値というものがないような気がしてきてしようがないんですね。あの時点で、はっきりと、継続は反対だというなら、きちっとしたそういうお示しをしていただきゃそれで結構だと僕は思います。

僕は残したかったですよ。本当に残したかったです。でも、こういう事実、12月では間に合わんということも十分分かっとったはずなんですね。それがあえて継続ということで委員会の中で決められたということは、非常に僕は腹立たしく思っております、今でも。

いろんな理由をつけられました。資料が足りないとか、いろんな理由をつけられましたけれども、それで、じゃそこから委員会で審議をされたのですか。この、12月までほかっといて、今の委員長の説明は時期が来たから、どういうだったかな、ちょっと忘れちゃったですけれども、こういうことになることはもう目に見えとったわけですね。やはり議員としてき

ちっと態度を示すのが我々個人の議員だと僕は思っております。

ですから今後、今さらこれ、ああだこうだ言っても決まってしまったことですので、僕も あえてそれ以上のことは言いませんが、これからのこともあります。きちっとやっぱり態度 を示すということが大事だと思います、議員個人が。そういうことをやっぱり皆さんに分か っていただきたいと、それだけです。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑ございますでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

先ほど黒川議員からいろいろ提案がありました。私も海翔高校を残したいとの思いですので、委員会では否決をされておりますが、あくまでも、今からでも、確かに9月議会において賛成、反対を決採ったほうがいいということで、私も継続審議に反対をしました。今からでも、間に合わないとは思いますけれども、愛知県、また教育委員会にいま一度考えてほしいという思いで討論をさせていただきます。

討論としても、海翔高校は福祉科が唯一、県に4つある福祉科の一つであり、福祉科を残す方向なんですけれども、もともと蟹江高校と海南高校が2つあって、海南高校を残したという経緯があります。それで、なおかつまだ創立18年でありますので、また、長寿命化の工事を終えてトイレも洋式化も完全にされて、また、制服も新たになって、本当に新しくスタートを切った状態であった中で廃校が決定をするという愛知県の方針であります。

この件について、ぜひともいま一度、意見書を提出しながら、間に合わないかもしれませんけれども、こういう趣旨であるということを提案していっていただきたいということで、 賛成としたいと思います。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

先ほどから意見が出ておりますように、この海翔高校の廃校というのは存続させる意見書が出ておりますが、非常に重いものではあると思っとりますが、やはり愛知県としましては県立高校の役割を見直しておりまして、5つのポイントとしまして、中学生が学びたいと思える学校づくりを進める、そして、生徒が主体的に学べる学校づくりを進める、そして、時代の変化に対応した新しいタイプの学校づくりを進める、地域の期待に応える学校づくりを進める、そして、外部の専門機関と連携した持続可能な教育体制を構築するというような理

念の下に、今回、海翔高校においては廃校すると。その統廃合の一環であり、やはり高校生の生徒の時代を見据えた学びに必要と考える施策の一環と思いますので、これは今回、請願には反対ということになりまして、委員長報告には賛成ということになります。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に。

(発言する声なし)

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

請願第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とされました。 〇議長 佐藤 茂君

日程第3 請願第2号「「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○14番 髙阪康彦君

委員会でも反対をいたしましたので、私は反対の立場で討論を申し上げます。

まず、この請願を見たときに一番感じたのは、なぜこんなに不登校児が増えているのかな ということです。そして、委員会が開かれまして付託されましたので、委員会の中でお話を いろいろ聞きました。これは委員長さんが報告されたとおりでありますけれども、そこの中 で、やはり義務教育ということに関したことに関して、今はそうだろうとは思いますけれど も、私は違和感を感じました、今のその考え方にですね、現在の。

そして、その中で、どうして子どもさんが学校へ行かれなくなったんですかと聞いたときに、担任が替わったから、先生が替わったからというのが主な理由だということは聞きました。そして、公的な施設にはといったら、それは通えなくて、でも、フリースクールなら通っている。それはどうしてですかと私、お聞きしたんですけれども、公的な施設では、基本的にその子どもさんを学校に戻すためを主眼にしてやっている。フリースクールはそうでなくて、その子のためにいろいろ考えてやってくれるというふうに聞いて、そのときに、じゃなぜそのフリースクールのような考え方を公的な機関はできないかということで、私が思っ

たのは、今のこの現場の教育は、本当にその不登校児をなくするために先生や保護者、しっかり話し合って、教育委員会もですね、そういう努力をしているかということですよ。スクールカウンセラーとかスクールサポーターとか、いろいろありますけれども、本当に機能しているんだろうかと。

ちょっと聞きますと、蟹江町は、学校が小中7つあっても公的なスクールカウンセラーって1人だって、これ間違ったらごめんなさい、1人だって聞いていますし、それから、あいりすなんかのああいう施設も、町の単独の予算なんですよね。あそこに県とか国の予算は入っていないんですよ。ですから、まず、そういう不登校児をいかに少なくしていくかというのが本筋であって、不登校児になってしまった、大変だ、分かりますよ。だから、そういうところに支援してほしい。その前に、そういうところに税を投入するぐらいだったら、まずスクールカウンセラーを増やすなり、あいりすの施設に税金を投入して、いかに不登校児をなくするかということが私は一番だと思いますし、本当にそれに対して先生、親が、子どもに対して本当に話し合っているかと。

そこまで今、今の現状はそうなっているか。もしそういうことをして、それで増えていくんだったら、これは仕方がないと思います。ですから、そういう今、現状そういうのは見えないんですよね。これは時代の、本当に次の世代を担う子ですから、我々社会も頑張って、その不登校児が増えないようにするのが第一だと思いますので、まずこの請願は、これより以前に不登校児をいかに増やさないかと、そういう努力のほうに税を使っていただきたい。そんな考えで私は反対をいたしました。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

私からは、フリースクールに対して期待もありますし、支援要望ということで賛成討論と します。

今、反対討論として不登校の問題出ました。確かに、不登校の問題は解決していかなければなりません。それと、不登校の問題をまず解決するということもあるんですけれども、並行していけばやっていけると思いますので、その立場であります。

まず、普通に小中学校に通える子もいます。あらゆる環境や時代に不器用な中で、対応ができない子どももいます。そのような社会が今現在であります。子どもの居場所、学校以外でも必要であり、子どもが自分のペースで前向きになり、成長できることはすばらしいことであります。

また、現在子どもを預けている方、運営している方、運営しようとしている、思っている

方、様々あります。出席扱いになるなどソフト面的な支援も必要であり、運営側としても初期設備、運営費など課題も多く、フリースクールに通う側としても、移動手段、利用料金の負担など、支援策も必要であります。また、地方自治体でも支援を求めながら、やはり本来国が運営費用の補助や経済的支援策をしてくれること、国や自治体のフリースクールの運営強化を図れる制度を求めていかなければならないと考え、賛成討論といたします。

○議長 佐藤 茂君

他にございますでしょうか。

(発言する声なし)

他にないようですので、以上で討論のほうを終結させていただきます。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

請願第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択とされました。 〇議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第4 議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第5 議案第54号「蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第6 議案第55号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第7 議案第56号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。 ○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第8 議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当

に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」反対の立場で 計論を述べさせていただきます。

議員及び特別職の期末手当の引き上げでありますが、公務員の人事院勧告に準じてであり、職員の期末手当が上がれば連動して自動的に上がる条例であります。公務員の皆さんと私たち議員と特別職は全く違うと考えます。異常な物価高騰の中で、民間か公務員かを問わず賃上げは必要ですから、職員の期末手当については無論賛成であります。一般の労働者の賃金は引き上がったという実感はなく、コロナ禍、物価高での町民の皆さんが苦しんでいる中、引き上げることは町民の理解は得られなく、賛成できません。

しかしながら、議員について、今、委員長報告でも議員の成り手不足の問題が報告されております。特に、町村議員の成り手不足であります。蟹江町においても同じと考え、議員の期末手当引き上げは据え置くことを提案し、議員の報酬や期末手当はどうあるべきか議論することも必要ではないかと考えています。

そのような理由で、以上として反対討論といたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、次に原案に賛成者の方の発言を許します。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原裕介です。

賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、議員及び特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を引き上げるために必要な条例の改正であり、適正なものと考えますので、賛成といたします。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (替成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第9 議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第59号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質 疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第60号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。 それでは、ここで上下水道部次長兼水道課長、環境課長、介護支援課長の退席と、民生部 次長兼保険医療課長、民生部次長兼子ども課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

入れ替えと消毒作業のため暫時休憩といたします。

(午前10時59分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時03分)

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第62号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回のこの補正予算なんですけれども、ほとんどが物価高騰、燃料の物価高騰のためのやつなんですけれども、全体的に保育所からみんな、保育所、この役場庁舎内みんな、学校も含めて全体的で5,800万円ということになっているんですけれども、実際にそれほど、年間どのぐらい最終的に今までかかっていたのか、ちょっとそこまでは調べられなかったんですけれども、そのぐらいやっぱり増加する見込み、ちょっと根拠的なものがあるのか、その辺についてまずお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまの板倉議員の質問にご答弁させていただきます。

物価高騰等による電気料等の高騰の試算の根拠についてということでご質問いただきました。

今年、新年始まった早々から、電気料の支払い等、光熱費等の支払いについては、毎月必ず庁者管理または施設管理者に、影響額というか、上昇しているということが分かっておりましたので集計を取るようにしておりました。その中で、9月議会で上げるべきなのか、12

月議会で上げるべきなのかというところを7月の時点で総務課として調査しておりまして、 おおよそ例年より1.3から1.5倍の上昇が夏頃のところで計算されておりましたので、12月議 会で、当初予算で12月議会で補正をさせていただければ、1年間の光熱費が支払えるという 計算をさせていただきました。それで12月に上げさせていただいたということになります。 以上です。

○5番 板倉浩幸君

普通の一般家庭、企業も含めて、特に電気料、本当の意味で、私たち家庭も1.3倍から本当に1.5倍になっているんですよね。そういう意味で、蟹江町自体の、特に電気料金もそのぐらいだと思うんですけれども、答弁あったように、それまで1月からこれから高くなっていくぞと予想しながら、9月に出すのか12月に出すのかということで検討、ただ、やっぱり町として、単純に補正予算としてぼっと5,800万円上げられるのはやっぱり、普通の町民から言って、本当に今苦しい思いして、また電気代高くなっちゃったんだよって、高齢者なんか、年金もらっている人でも大変、年金額はそれでも変わらないし、給与も変わらない中で、そこでその辺を、やはり町民の立場に立って、簡単に上げられるもんじゃないということも認識しながらやっていただきたいと思います。

あと、もう一点なんですけれども、ちょうど全協のときに、9ページもある名古屋西流通 センターの譲渡の話、1億円ちょっとという話があったんですけれども、たしか全協のとき の報告で、2者の入札があったって記憶しているんですけれども、じゃ、もう一者の入札価 格って分かるんですかね。こっちの名古屋青果だったっけ、が入札落としたということなん ですけれども、その辺もうちょっと補足的に教えていいただければありがたいと思います。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、板倉議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

実際、入札者は2者ございましたが、もう一者の情報については情報提供いただいておりませんので、こちらも把握しておらないというのが現状でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

把握していないって、じゃどうしてもう一件の名古屋青果に、結局、最終的に入札のときに名古屋青果だけ残ったのか。金額、入札の金額は出たのか、その辺をちょっとね。それを至って名古屋青果に決まったのか、ちょっとその辺がいまいち、2者あったよというだけで、ちょっとその辺、もうちょっとお願い。

○土木農政課長 東方俊樹君

2者とも入札はありまして、金額のほうは選定委員会等でも確認はしておるはずなんですが、結果は名古屋青果の金額のほうが上回っているということしか私どもは把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

多分、名古屋青果のほうが入札額が高かったんだと思うけれども、じゃ実際どうなのかと、 例えば相手が9,000万円なのか、ちょっとその辺が僕たちでも、教えていただければいいし、 疑問を思わなかったの。

○土木農政課長 東方俊樹君

私ども、選定委員会等の選定された、実際金額のほうは確かに疑問点はありましたが、その辺のところは情報は出せないということでお聞きしているもんですから、信用をしているというようなところでございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

情報を出せないのかな。それ、情報公開請求取れば出せるものなの。

○十木農政課長 東方俊樹君

すみません、今ここではそういったご回答ができないものですから、また確認はさせていただきたいと思いますが、現状はそういった形でしかお答えが、できません。すみません。 以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ここで、民生部次長兼子ども課長、土木農政課長の退席と、上下水道部次長兼水道課長、 介護支援課長の入場を許可いたします。

入れ替えと消毒作業のため暫時休憩といたします。

(午前11時11分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 佐藤 茂君

日程第13 議案第63号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」 を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第14 議案第64号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を 議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第15 発議第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 吉田正昭君

それでは、発議第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、板倉浩幸、同、山岸美登利、同、石原裕介、同、安藤洋一、同、飯田雅広。 朗読によって提案とさせていただきます。

国の私学助成の拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国において も、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成 措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この10年間で、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約 12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が 残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学 助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充 していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和4年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、よろしくお願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。 ここで、消毒のため暫時休憩といたします。

(午前11時20分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時22分)

○議長 佐藤 茂君

日程第16 発議第5号「知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の 提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

山岸美登利さん、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 山岸美登利君

ご提案申し上げます。

発議第5号「知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山岸美登利。

賛成者、同、板倉浩幸、同、石原裕介、同、安藤洋一、同、飯田雅広、同、吉田正昭。 朗読をもって提案とさせていただきます。 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書(案)。

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と 精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の 制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・ 運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、 その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法 や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の 施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和4年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、厚生労働大臣。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

(1番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第17 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務 調査及び審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することにご異議ご ざいませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務 調査及び審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第65号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)」を この際、日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号を日程に追加し、議題とすることに決定 いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第18 議案第65号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時28分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長 佐藤 茂

蟹江町議会副議長 水野智見

9番 議 員 中 村 英 子

11番 議員 吉田正昭